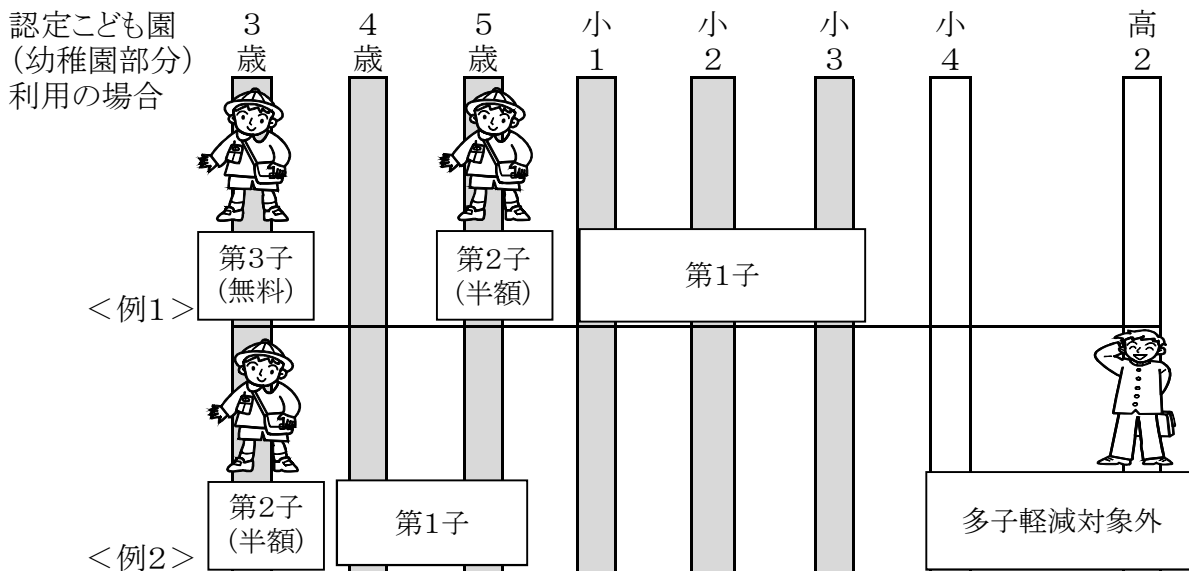


利用者負担額（保育料）の軽減

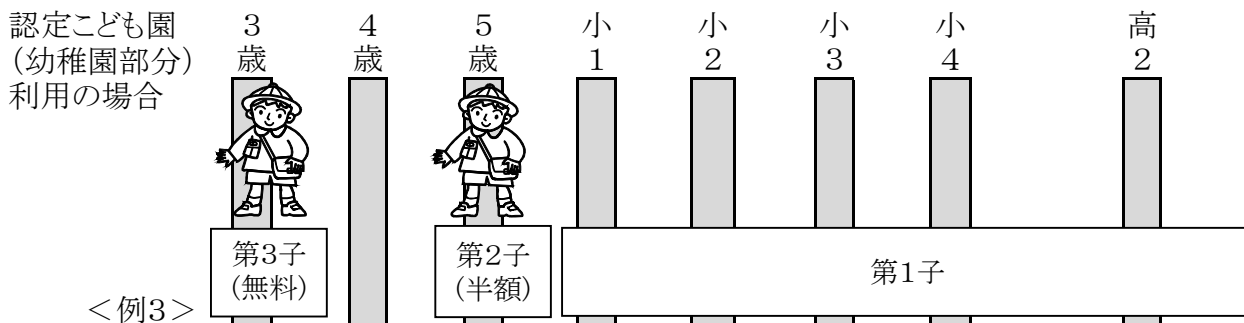
多子軽減

○1号認定の場合

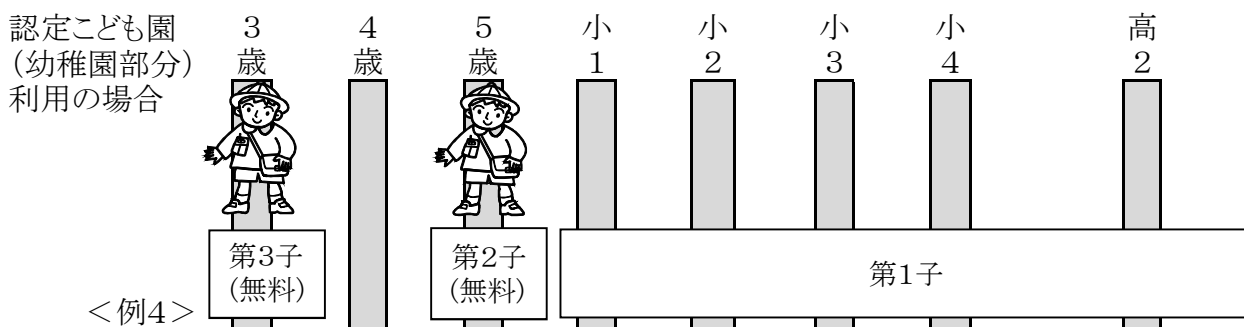
年少(3歳)から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、その中でもっとも年齢の高い子どもを第1子、次に年齢の高い子どもを第2子、それ以降は第3子、第4子…と数えます。第1子は、保護者負担額(保育料)の全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料となります。



(特例1) 世帯の市民税所得割合算額が77,101円未満の場合、第2子は保護者負担額(保育料)が半額、第3子以降は無料となります。
(※該当児童が第何子かを決定する年齢制限はありません。)



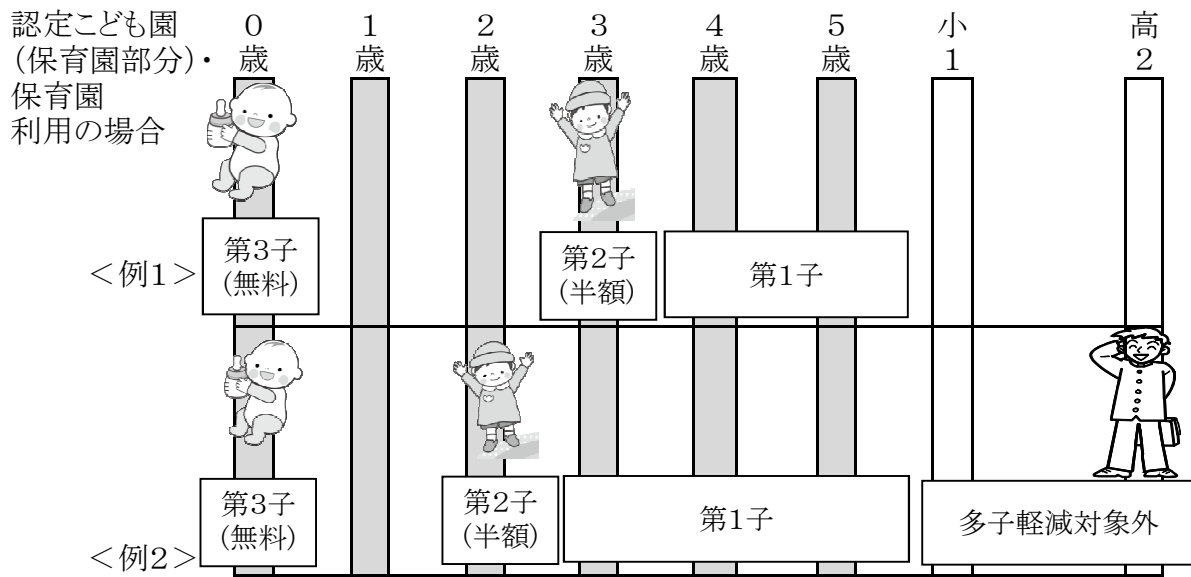
(特例2) 低所得者世帯(母子・父子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等)のうち、世帯の市民税所得割合算額が77,101円未満の場合は、第2子以降は保護者負担額(保育料)が無料となります。(※該当児童が第何子かを決定する年齢制限はありません。)



※(特例1)、(特例2)の世帯において、生計を同じくしている転出した学生(大学生等)がきょうだいにいる場合、その兄や姉が多子軽減の算定対象になる場合がありますので、該当する場合はこども未来課までご連絡をお願いします。

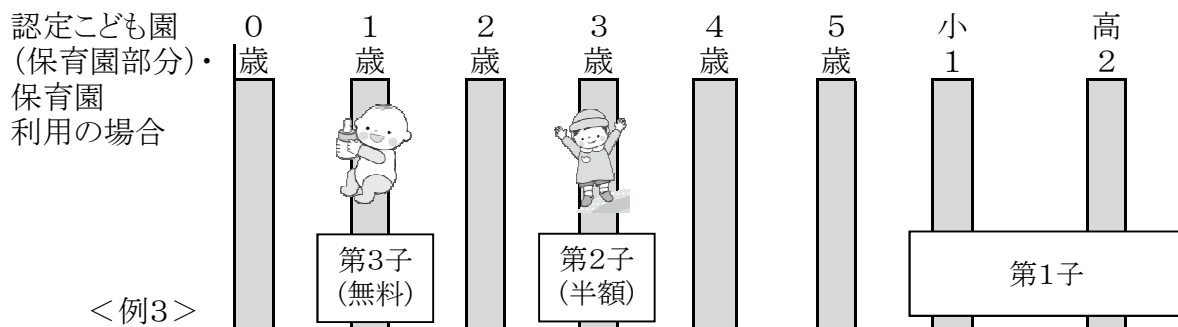
○ 2号・3号認定の場合

小学校就学前の範囲内で、認定こども園、保育園等の施設を利用している子どもが2人以上いる場合、その中で最も年齢の高い子どもを第1子、次に年齢の高い子どもを第2子、それ以降は第3子、第4子…と数えます。第1子は、保護者負担額(保育料)の全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

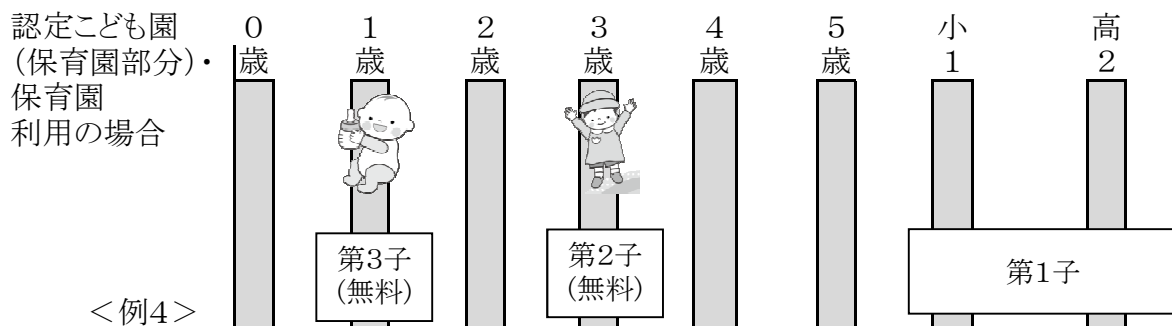


(特例1) 世帯の市民税所得割合算額が57,700円未満の場合、第2子は保護者負担額(保育料)が半額、第3子以降は無料となります。

(※該当児童が第何子かを決定する年齢制限はありません。)



(特例2) 低所得者世帯(母子・父子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等)のうち、世帯の市民税所得割合算額が77,101円未満の場合は、第2子以降は保護者負担額(保育料)が無料となります。(※該当児童が第何子かを決定する年齢制限はありません。)



※(特例1)、(特例2)の世帯において、生計を同じくしている転出した学生(大学生等)がきょうだいいる場合、その兄や姉が多子軽減の算定対象になる場合がありますので、該当する場合はこども未来課までご連絡をお願いします。

ひたっ子にこにこ保育支援事業

- 3号認定のうち戸籍上の第2子以降3歳未満は、無料となります。
- 年齢の基準日は4月1日です。
- 年度の途中で満3歳となり、1号認定の交付を受けた場合、本事業は適用されません。
- 《注意》ひたっ子にこにこ保育支援事業の2019年度以降の減額率、取り扱いについては、2018年11月1日現在、未定であり、今後変更になる場合があります。

<例1>

